

佐賀県告示第268号

佐賀県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年佐賀県告示第392号）の一部を次のように改正する。

令和6年12月18日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(委員会の構成等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(委員会の構成等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この告示は、令和7年6月1日から施行する。